

令和6年度 第11回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年12月23日（月）14時30分～15時15分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中修三委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、水嶋委員
欠席委員	稲垣委員、田中稲子委員、田中伸治委員、宮澤委員、横田委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	1 横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改定について
決定事項	・令和6年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和6年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録案を確定した。

2 議題

（1）横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改定について

ア 配慮指針に係る意見聴取依頼

イ 配慮指針の改定について事務局が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

片谷委員、どうぞ。

【片谷委員】 このところ何回も欠席をしてしまいましたので、全然、意見も申し上げずに申し訳ない状況になってしまっておりました。今まとめて報告していただいた考え方で、特にヒートアイランドに関しては、田中稲子委員がおっしゃっているように、まだ現時点では定量的な予測という段階まで行っていないと私も思っておりますので、説明していただいた資料（事務局資料「横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改定について」7ページ）に書かれているような方針で是非進めていただきたいと思っております。

これ（ヒートアイランドの環境影響評価）を今やれというのと、やはり事業者に対する過大な要求になりかねないので、ここに書かれているような対応に賛成いたします。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事務局の提案どおりでよろしいということですね。

他はいかがでしょう。特にございませんでしょうか。事務局に今、説明いただいた方向性で改定をしていくということでもよろしいでしょうか。はい、大丈夫そうですね。ありがとうございます。

では、事務局では引き続き、改定に向けた作業を進めていただければと思います。

では、続きまして技術指針の別記に関する内容について事務局から説明をお願いいたします。

エ 技術指針の改定について、審査会等でいただいた主な御意見、技術指針改定案（素案）別表2、別表3及び別記を事務局が説明した。その中で、審査会後にいただいた藤倉委員からの御意見を紹介した。

【事務局】 廃棄物・建設発生土については、6月11日開催の令和6年度第3回審査会に御欠席の藤倉委員から、審査会後に（別紙2「審査会等でいただいた主な御意見」の）6-5-1から6-5-4に示す御意見をいただきました。

6-5-1として、「1(1) 環境影響評価の対象」の「循環経済（サーキュラーエコノミー）における再生可能資源への代替の取組に関しては…」の記載は、「循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けた、天然資源の利用を再生可能資源に代替する取組に関しては…」とすると良いと思います。

6-5-2として、「2(1) 調査項目」の「ア 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況」について、廃棄物・建設発生土の場合、大気や水と違って「その場所の現状」に意味がありません。調査項目は「予測評価を行うために必要な状況」ですので、検討が必要だと思います。

6-5-3として、「3 環境保全目標の設定」の建設発生土に係る箇所について、国土交通省の通知等で「なるべく残土は50 km以内へ搬出するように」の記載があったかと思います。建設発生土は遠隔地に搬出されているような事例があるので、努力義務的な記載として、搬出距離を最小限とすることがあっても良いと思います。

6-5-4として、「6 環境の保全のための措置」の「(2) 存在・供用時」のウ(ア)及び(イ)に記載されている「バイオプラスチック」については、定義を明確にしておくべきです。100%生物由来のプラスチックでしょうか。バイオプラスチック＝生分解性ではありません。

という御意見をいただきました。

悪臭については、9月18日開催の令和6年度第7回審査会に御欠席の藤倉委員から、審査会後に（別紙2「審査会等でいただいた主な御意見」の）6-12-1に示す御意見をいただきました。

6-12-1として、「6 環境の保全のための措置」で、「ア 施設及び設備機器等に関する措置」と「イ 施設及び設備機器等の稼働・運用に関する措置」がどちらも「施設及び設備機器等」としていて、工事中の発生対策が読みにくいです。また、「ウ 原材料等に関する措置」が分かりにくいので、ア～ウを「ア 悪臭の発生の防止に関する措置」と「イ 悪臭の排出、拡散の防止に関する措置」に整理して、例示に「原材料等の変更」を加えてはどうか。

という御意見をいただきました。

オ 質疑

【奥会長】 説明ありがとうございました。ただいま技術指針の別記に関する説明をいただきましたけれども、御意見や御質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

片谷委員、お願いいたします。

- 【片谷委員】 はい、ありがとうございます。単に賛成するだけの発言なのですが、先ほど説明があった、藤倉委員からの御指摘のプラスチックの定義の明確化というのは大変重要な御指摘で、ここを曖昧にすると実効性が疑われるような趣旨になってしまうおそれさえあるので、これについては慎重に検討して、文字にさせていただくようお願いしたいと思います。以上です。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。他の方はいかがでしょう。藤倉委員、たくさん御指摘いただきまして、それを踏まえて案が示されております。お願いします。
- 【藤倉委員】 はい、大体意見を取り入れていただいたので、よろしいかと思えます。言葉の問題で恐縮なのですが、行政文書なので、「等」というか「など」は漢字で書くのですよね。スライド（事務局資料「横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改定について」）の17ページで、「専門家等へのヒアリングなど」というふうの一つの文章で「等」とひらがなの「など」が共存する場合は、何か意図的に使い分けているのかどうかだけ教えていただけますか。
- 【奥会長】 事務局、お願いします。
- 【事務局】 「専門家等へのヒアリング等」という記載についても検討したのですが、同じ「等」と「等」が重なってしまうところがありましたので、今回御提案させていただいた「専門家等へのヒアリングなどを行う」という記載とさせていただきます。
- 【藤倉委員】 行政文書としては違和感がありますけれど、横浜市がそれで良いなら結構です。あとは中身については特に異論はございません。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。
横浜市の中で、他の文章では、「等」と「等」というふうを重ねているのが一般的なのか、そうではないのか。そこは確認されましたか。
- 【事務局】 横浜市の事務文書の記載例におきましても、「など」をひらがなで記載することについては特に問題ございません。
- 【奥会長】 そうですか、分かりました。そこは本質的なところではないので、横浜市の判断におまかせするというところでよろしいかと思えます。他はいかがでしょう。大丈夫ですか。
皆様からいただいた御意見を踏まえて丁寧に検討いただいて反映をさせていただいているかと思いますが、大丈夫そうですか。はい、大丈夫そうですね。それでは、他に御意見や御質問ございませんようでしたら、事務局の方から確認されたい点はございますか。
- 【事務局】 先ほどスライド資料（事務局資料「横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改定について」）でも御説明させていただきましたが、次回審査会においては、市民意見募集を行うための技術指針及び配慮指針それぞれの改定案素案の全体を示し、御説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。
- 【奥会長】 それでは、次回の審査会において市民意見募集を行うための素案が提示されるということです。事務局はこれまでの審議を踏まえた案を次回提示いただくようお願いいたします。

皆様からも御意見等は特にございませんでしょうか。なければ本件に関する審議はこれで終了といたします。本日の審議内容につきましては、後日、会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。YouTubeによるオンライン配信も終了いたします。

- 資 料
- ・横浜市環境配慮指針の改定のための意見聴取について 事務局資料
 - ・横浜市環境配慮指針及び横浜市環境影響評価技術指針の改定について 事務局資料
 - ・ 別紙1 配慮指針改定案（素案） 事務局資料
 - ・ 別紙2 審査会等でいただいた主な御意見 事務局資料
 - ・ 別紙3 技術指針改定案（素案） 別表2 事務局資料
 - ・ 別紙4 技術指針改定案（素案） 別表3 事務局資料
 - ・ 別紙5 技術指針改定案（素案） 別記 廃棄物・建設発生土 事務局資料
 - ・ 別紙6 技術指針改定案（素案） 別記 大気質 事務局資料
 - ・ 別紙7 技術指針改定案（素案） 別記 土壌 事務局資料
 - ・ 別紙8 技術指針改定案（素案） 別記 騒音 事務局資料
 - ・ 別紙9 技術指針改定案（素案） 別記 振動 事務局資料
 - ・ 別紙10 技術指針改定案（素案） 別記 地盤 事務局資料
 - ・ 別紙11 技術指針改定案（素案） 別記 悪臭 事務局資料
 - ・ 別紙12 技術指針改定案（素案） 別記 低周波音 事務局資料
 - ・ 別紙13 技術指針改定案（素案） 別記 安全 事務局資料